

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について

1 サービスの単価

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者によるサービスの単価は、国の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）において、国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。

今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、令和元年10月1日以降の総合事業の単価について、国の実施要綱の一部が改正され、「国が定める単価」の改正が示されました。

本市では、この考え方を基本として、総合事業の単価改正を行います。

(1) 基本報酬

ア 横浜市訪問介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前 (9月末まで)	改定後 (10月1日以降)
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,168 単位	1月につき <u>1,172 単位</u>
訪問型サービスⅡ	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,335 単位	1月につき <u>2,342 単位</u>
訪問型サービスⅢ	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,704 単位	1月につき <u>3,715 単位</u>
訪問型サービスⅣ	事業対象者、 要支援1・2	1月につき4回まで	1回につき 266 単位	1回につき <u>267 単位</u>
訪問型短時間サービス	事業対象者、 要支援1・2	20分未満で主に身体介護を行う場合 ※1月につき22回まで	1回につき 165 単位	1回につき <u>166 単位</u>

イ 横浜市通所介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前 (9月末まで)	改定後 (10月1日以降)
通所型独自サービス1	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,647 単位	1月につき <u>1,655 単位</u>
通所型独自サービス／22	要支援2	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,647 単位	1月につき <u>1,655 単位</u>
通所型独自サービス2	事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,377 単位	1月につき <u>3,393 単位</u>

ウ 横浜市訪問型生活援助サービスの基本報酬

※緩和した基準によるサービス（サービスA）に該当する「横浜市訪問型生活援助サービス」の基本報酬は、横浜市訪問介護相当サービスの基本報酬の90%としています。

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前 (9月末まで)	改定後 (10月1日以降)
生活援助サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,051 単位	1月につき <u>1,055 単位</u>
生活援助サービスⅡ	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,102 単位	1月につき <u>2,108 単位</u>
生活援助サービスⅢ	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,334 単位	1月につき <u>3,344 単位</u>
生活援助サービスⅣ	事業対象者、 要支援1・2	1月につき4回まで	1回につき 239 単位	1回につき <u>240 単位</u>

エ 介護予防ケアマネジメント費の基本報酬

サービス内容略称	対 象	算定単位	
		改定前 (9月末まで)	改定後 (10月1日以降)
介護予防ケアマネジメントA	事業対象者、 要支援1・2	1月につき 430 単位	1月につき <u>431 単位</u>
介護予防ケアマネジメントC・初回	事業対象者、 要支援1・2	1月につき 430 単位	1月につき <u>431 単位</u>

(2) 加算

加算については、介護職員等特定処遇改善加算が新たに加えられました。

旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに該当する「横浜市訪問介護相当サービス」、「横浜市通所介護相当サービス」については、これまで「国が定めるサービスの単価」と同様のサービスの単価を使用してきたことから、国が示したとおり、改定します。

また、「横浜市訪問型生活援助サービス」については、処遇改善加算を設定していないため、加算の改定は行いません。

ア 横浜市訪問介護相当サービスの介護職員等特定処遇改善加算

サービス内容略称	算定単位	
	改定前 (9月末まで)	改定後【新設】 (10月1日以降)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	-	+所定単位 × 63 / 1,000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	-	+所定単位 × 42 / 1,000

イ 横浜市通所介護相当サービスの介護職員等特定処遇改善加算

サービス内容略称	算定単位	
	改定前 (9月末まで)	改定後【新設】 (10月1日以降)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	-	+所定単位 × 12 / 1,000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	-	+所定単位 × 10 / 1,000

(3) 改定時期(予定)

令和元年10月1日

2 支給限度額

総合事業の利用対象者は要支援1・2、事業対象者としていますが、「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額の一部改正」に伴い、要支援1・2の支給限度額が改正されました。

これに伴い、事業対象者についても要支援1と同様の支給限度額としているため、同様に改正します。

(1) 支給限度額

対象	改定前 (9月末まで)	改定後 (10月1日以降)
要支援2	10,473 単位	<u>10,531 単位</u>
要支援1	5,003 単位	<u>5,032 単位</u>
事業対象者	5,003 単位	<u>5,032 単位</u>

(2) 改定時期(予定)

令和元年10月1日